

# 所定疾患施設療養費の算定状況

厚生労働省の規定の基づき、所定疾患施設療養費の算定状況について公表します。

## 算定条件 所定疾患施設療養費（Ⅰ）

- 肺炎等により治療を必要とする状態となった入所者に対し、治療管理として 投薬、検査、注射、処置等が行われた場合に、1回に連続する7日を限度とし、月1回に限り算定するものであるので、1月に連続しない1日を7回算定することは認められないものであること。
- 所定疾患施設療養費と緊急時施設療養費は同時に算定することはできないこと。
- 所定疾患施設療養費の対象となる入所者の状態は次のとおりであること。
  - イ 肺炎
  - ロ 尿路感染症
  - ハ 帯状疱疹（抗ウイルス剤の点滴注射を必要とする場合に限る）
- 算定する場合にあっては、診断名、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容等を診療録に記載しておくこと。
- 請求に際して、診断、行った検査、治療内容等を記載すること。
- 当該加算の算定開始後は、治療の実施状況について公表することとする。公表に当たっては、介護サービス情報の公表制度を活用する等により、前年度の当該加算の算定状況を報告すること。

## 所定疾患施設療養費（Ⅱ）

- 診断及び診断に至った根拠、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容等を診療録に記載していること。（協力医療機関等と連携して行った検査等を含む。）
- 請求に際して、介護給付費明細書の摘要欄に診断、行った検査、治療内容等を記載すること。
- 所定疾患施設療養費の算定開始年度の翌年度以降において、当該施設の前年度における当該入所者に対する投薬、検査、注射、処置等の実施状況を公表していること。
- 医師が感染症対策に関する研修を受講していること。

※ 介護給付費明細書の摘要欄に診療内容を記載することも必要となる

令和2年度算定状況(令和 2年 4月 1日～令和 3年 3月 31日)

## 所定疾患施設療養費 I

疾患名	件数	日数
肺炎	2	8
尿路感染症	4	26
帯状疱疹	0	0

## 所定疾患施設療養費 II

疾患名	件数	日数
肺炎	7	39
尿路感染症	23	139
帯状疱疹	0	0